京都市消防局訓令甲第13号

 各
 部

 消
 防
 学
 校

 各
 消
 防
 署

京都市消防署組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

京都市消防署組織規程等の一部を改正する規程

(京都市消防署組織規程の一部改正)

第1条 京都市消防署組織規程の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げ、第7条の次に次の1条を加える。

(分掌事務)

第8条 課の分掌する事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 庶務及び消防団に関すること。
- (2) 職員の教育に関すること。
- (3) 広報及び広聴に関すること。

予 防 課

- (1) 火災予防に関すること。
- (2) 防火管理者に関すること。
- (3) 査察及び事業所の防火指導に関すること。
- (4) 建築物に関する同意事務並びに消防用設備等及び特殊消防用設備等に関すること。
- (5) 危険物の規制に関すること。

警 防 課

- (1) 災害の警戒及び防御に関すること。
- (2) 救急業務に関すること。
- (3) 救助業務に関すること。
- (4) 火災その他の災害の原因及び損害の調査に関すること。
- (5) 査察及び事業所の防火指導の実施に関すること。

- (6) 自主防災組織の育成及び指導に関すること。
- (7) 地域における防火及び防災に係る安全対策に関すること。

第10条を削り,第11条を第10条とし,第12条を第11条とし,第13条を第 12条とし,第12条の次に次の1条を加える。

(分署の分掌事務)

- 第13条 分署の分掌する事務は、次のとおりとする。
 - (1) 分署の庶務に関すること。
 - (2) 職員の教育に関すること。
 - (3) 災害の警戒及び防御に関すること。
 - (4) 救急業務に関すること。
 - (5) 救助業務に関すること。
 - (6) 火災その他の災害の原因及び損害の調査に関すること。
 - (7) 査察及び事業所の防火指導の実施に関すること。
 - (8) 自主防災組織の育成及び指導に関すること。
 - (9) 地域における防火及び防災に係る安全対策に関すること。

第14条の見出し及び同条第1項中「及び消防吏員駐在所」を削り、同条第 3項を削る。

別表第2京都市左京消防署鞍馬消防出張所の項の次に次の1項を加える。

京都市左京消防署花背消防出張所

京都市左京区花脊八桝町1番地の1

別表第3を削る。

(京都市消防局政策推進主任等設置規程の一部改正)

第2条 京都市消防局政策推進主任等設置規程の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「総務部企画課長(以下「企画課長」という。)」を「総務部総務課長」 に改める。

(京都市消防装備規程の一部改正)

第3条 京都市消防装備規程の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「警防部装備課(以下「装備課」という。)」を「消防学校支援課(以下「支援課」という。)」に改める。

第20条第1項第2号から第4号までの規定及び第24条第1項中「装備課」を「支

援課」に改める。

別表第2 3級の項中限定中型自動車免許の右に「, 準中型自動車免許, 限定準中型 自動車免許」を加える。

別表第3所属の頭文字の項中「消防学校教養課」を「総務部消防団課については、団とし、消防学校教育管理課」に改める。

第2号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「装備課」を「支援課」に改める。 附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)